

令和6年度愛知県障害者ピアサポート研修 実施要領

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター（障害当事者）及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援する。

2 実施主体

愛知県・名古屋市（共催）

3 開催日 ①【基礎研修】

令和6年 8月 7日（水）午前10時30分から午後3時30分まで（予定）

8月 8日（木）午前10時30分から午後3時55分まで（予定）

②【専門研修】

令和6年10月 9日（水）午前10時30分から午後5時35分まで（予定）

10月10日（木）午前10時30分から午後3時55分まで（予定）

③【フォローアップ研修】

令和7年 1月 9日（木）午前10時30分から午後4時55分まで（予定）

1月10日（金）午前10時30分から午後4時30分まで（予定）

（注1）研修を2日に分けて実施します。

（注2）受付は、全日、開始30分前からです。

（注3）①～③の研修をすべて受講いただきます。

（注4）令和6年度の愛知県障害者ピアサポート研修の募集は1回限りです。

4 開催場所

名古屋国際会議場

名古屋市熱田区熱田西町1番1号

5 受講対象者

①県内に所在する障害福祉サービス事業所、相談支援事業所にピアサポーターとして雇用されている障害者

②①の者が所属する事業所の管理者、サービス管理責任者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者（障害者含む）

（注1）ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の対象となる事業所に雇用されている障害者をいいます。なお、「雇用」とは、常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者となります。なお、研修受講対象者には今後当該事業所で雇用が見込まれる者も含みます。

(注2) また、加算の算定となる障害者は、障害者手帳等により障害があることを確認できることが必要です。

(注3) ①と②の者1名ずつ計2名の受講申込を原則といたします。

6 実施方法

集合型研修

7 受講定員

定員 42名

8 受講料

無料

9 研修内容

障害者ピアサポート研修事業実施要綱（令和2年3月6日障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙に定める基礎研修カリキュラムと同等以上とします。（詳細な日程等は、受講決定後に別途通知します。）

【参考】

基礎研修カリキュラム（2日間）

科目名	時間数	内容
（1日目）		
1 ピアサポートの理解	30分	・障害領域ごとの歴史や背景 ・障害領域ごとの視点
2 演習①	60分	・講義「ピアサポートの理解」の振り返り、気づきの共有
3 ピアサポートの実際・事例	70分	・障害領域ごとのピアサポートの実践
4 演習②	40分	・講義「ピアサポートの実際・事例」の振り返り、気づきの共有
（2日目）		
5 コミュニケーションの基本	40分	・ピアサポートの視点を取り入れたコミュニケーション技法や経験の共有
6 演習③	60分	・講義「コミュニケーションの基本」の振り返り、気づきの共有
7 障害福祉サービスの基礎と実際	40分	・障害福祉施策の歴史 ・障害福祉施策の仕組み
8 演習④	20分	・講義「障害福祉サービスの基礎と実際」の振り返り、気づきの共有
9 ピアサポートの専門性	30分	・ピアサポートの具体的な専門性 ・倫理と守秘義務

10 演習⑤	50 分	・講義「ピアサポートの専門性」の振り返り、気づきの共有
計	440 分	

専門研修カリキュラム（2日間）

科目名	時間数	内容
（1日目）		
1 基礎研修の振り返り	30 分	・基礎研修の振り返り
2 ピアサポーターの基礎と専門性	40 分	・障害特性に応じた専門性
3 演習①	60 分	・講義「ピアサポーターの基礎と専門性」の振り返り、気づきの共有
4 ピアサポートの専門性の活用	40 分	・障害特性に応じたピアサポートの専門性を活かすための視点
5 演習②	30 分	・講義「ピアサポートの専門性の活用」の振り返り、気づきの共有
6 関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際（障害者）	各 40 分	・関連法、関連施策
6 ピアサポートを活用する技術と仕組み（事業所）		・現場におけるピアサポートの活用方法
7 演習③（障害者）	各 40 分	・講義「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際」の振り返り、気づきの共有
7 演習③（事業所）		・講義「ピアサポートを活用する技術と仕組み」の振り返り、気づきの共有
8 演習④	20 分	・障害者、事業所職員別講義及び演習内容についての共有
（2日目）		
9 ピアサポーターとしての働き方（障害者）	各 30 分	・労働法規
9 ピアサポーターを活かす雇用（事業所）		・ピアサポーターを雇用し、協働 する上での留意点
10 演習⑤（障害者）	各 40 分	・講義「ピアサポーターとしての働き方」の振り返り、気づきの共有
10 演習⑤（事業所）		・講義「ピアサポーターを活かす雇用」の振り返り、気づきの共有

11 セルフマネジメントとバウンダリー	30 分	・ピアサポーターが葛藤しやすい状況 ・病気や障害を抱えて働く上でのセルフケア
12 演習⑥	40 分	・講義「セルフマネジメントとバウンダリー」の振り返り、気づきの共有
13 チームアプローチ	40 分	・所属機関（チーム）におけるピアサポーターの役割と 協働 における留意点
14 演習⑦	60 分	・講義「チームアプローチ」の振り返り、気づきの共有
計	540 分	

フォローアップ研修（2日間）

科目名	時間数	内容
（1日目）		
1 専門研修の振り返り	30 分	・専門研修の振り返り
2 障害特性	60 分	・障害領域ごとの障害特性
3 働くことの意義	60 分	・ピアサポーターとして職場にもたらす効果
4 演習①	60 分	・講義「働くことの意義」の振り返り、気づきの共有
5 障害者雇用	30 分	・障害者雇用の実際と留意点
6 演習②	60 分	・講義「障害者雇用」の振り返り、気づきの共有
（2日目）		
7 ピアサポーターとしての継続的な就労	60 分	・ピアサポーターとしての能力を発揮し、働き続けるために必要なポイント
8 ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法	60 分	・職場 内や関係機関との 連携の中で 発信 力を高めることによる専門性の発揮方法
9 演習③	70 分	・講義「ピアサポーターとしての 効果的なコミュニケーション技法 」の振り返り、気づきの共有、事例検討 等
10 ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備	30 分	・ピアサポーターとして雇用される上での準備、留意点

11 演習④	40 分	・ 講義「ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮する ための準備」の振り返り、気づきの共有
計	540 分	

※講義時間により、科目の間に小休憩、昼休憩を設けます。

10 申込方法

(1) 電子申請以下の URL または QR コードより、申込ください。

なお、申込は、事業所単位で行ってください。

(申込用 URL、QR コード)

<https://x.gd/QNpzd>



※上記 URL 又は QR コードのアクセスができない場合は、

以下の項目を事務局までメール (jp_aichi_peer_support@pwc.com) でお知らせください。

- 事業所名 ○事業所住所
- 指定障害福祉サービス等の種類
- 申込者の氏名、メールアドレス、電話番号、役職名又は職種名
- 研修参加希望者の氏名、メールアドレス、電話番号、役職名又は職種名
- 研修参加希望者（障害者）の障害種別（身体障害、知的障害、精神障害、高次脳機能障害、難病、その他）
- 研修参加希望者について配慮を要する事項（車いす、手話通訳、テキスト資料、ルビ付資料等）
- 障害者ピアサポート体制（実施）加算の実施状況の有無（経過措置を受けているかの確認）

(2) 申込期限令和6年7月3日(水) 午後5時まで

11 受講決定

愛知県にて受講決定し、令和6年7月23日(火)までに受講の可否を申請時に登録したアドレスへ通知します。

(注1) 研修途中の受講者変更は認められません。

(注2) 募集定員を上回る申込があった場合は、受講者を選定させていただくことがあります。

(注3) 今年度の受講に漏れてしまった方、受講決定後に辞退又は研修当日に欠席もしくは早退された方で、来年度の受講を希望される場合は、改めて来年度（予定）の本研修への申込が必要です。

この場合、来年度の受講決定において必ずしも優先されるものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

1 2 研修修了の条件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 研修（基礎、専門、フォローアップ）の全日程を出席すること

研修の遅刻・中抜け・早退は認めません。

（注1）公共交通機関の遅延その他やむを得ない場合を除き、遅刻は認めません。

（注2）各科目で、10分以上の遅刻等をした場合は、研修修了と認めない場合があります。

- (2) 受講態度が良好であること

研修中の私語・居眠り・携帯電話の使用等、受講態度に問題がある場合は、研修修了と認めない場合があります。

1 3 修了証書の交付、修了者名簿の管理等

- (1) 修了証書の交付

研修修了の条件を満たした者に対して、愛知県から修了証書番号、氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付します。

なお、修了証書の再発行はしませんので、ご注意ください。

- (2) 研修修了者名簿の管理

愛知県は、上記（1）に掲げる事項を記載した修了者名簿を作成し、愛知県及び名古屋市で管理します。

1 4 修了証書の亡失・き損時の対応

愛知県は、修了証書の亡失又はき損により、修了者から研修を修了したことの証明の依頼があったときは、依頼者が修了者本人であること及び研修修了者名簿に登載されていることを確認した上で、別に定める修了証明書を交付します。

1 5 個人情報の取扱い

受講申込に記載された個人情報については、愛知県個人情報保護条例及び名古屋市個人情報保護条例に基づき適正な管理を行い、利用については、次の目的で使用します。

- (1) 申込時に記載された情報は、研修事業の実施業務及び研修修了者名簿の管理業務のため、愛知県及び名古屋市で管理します。
- (2) 県内におけるピアサポート活動支援の充実又は整備を図るため、事業所の所在市町村に情報提供（法人名、事業所名、受講予定者氏名又は修了者氏名）する場合があります。

なお、受講予定者氏名又は修了者氏名については、本人の同意が得られた場合に限り提供します。

1 6 受講される障害者の方への合理的配慮

車いすの利用や座席の配慮、手話通訳などの配慮が必要な場合は、受講申請の『研修受講にあたって配慮すべき事項』欄でお知らせください。

なお、詳細を確認するため、直接連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

17 新型コロナウイルス感染症等の対策

換気、手指消毒やマスク着用など、感染症対策にご理解をお願いします。

18 令和6年度の研修体制等

- (1) この研修は、ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の要件である障害者ピアサポート研修の基礎研修・専門研修・フォローアップ研修に該当します。当該加算は令和6年度に開催予定の専門研修の修了後に算定可能となることに注意してください。また、加算の届出には別に要件がありますので、届出の際には各事業者において必ずご確認ください。
- (2) 令和3年度報酬改定において、「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算」が新設されました。

障害福祉サービス事業所等において、愛知県・名古屋市が実施する令和5年度以降の「障害者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラムを修了した上で要件を満たす場合は、加算として評価されます。

(厚生労働省令和3年度及び令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から)

○ピアサポート体制加算【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《ピアサポート体制加算【新設】》 100 単位／月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が 0.5 人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で 0.5 人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。

(3) (1) の者を配置していることを公表していること。

○ピアサポート実施加算 【共同生活援助、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練、生活訓練）】

《ピアサポート実施加算【新設】》 100 単位／月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）、（Ⅳ）において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

詳しくは、厚生労働省の報酬に関する告示、報酬の算定に関する留意事項等を参照してください。

○退居後ピアサポート実施加算 【共同生活援助】

《退居後ピアサポート実施加算【新設】》 100 単位／月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

就労継続支援A型事業所については、研修受講修了者したピアサポーターの配置が評点（2点）されます。

19 その他

- （1）当日の午前7時30分時点で、愛知県内のいずれかの地域に「暴風警報」が発令されている場合は、その日の研修は中止します。
- （2）「大雪警報」等、荒天より公共交通機関の運休もしくは大幅な遅延が発生し、又は予想される場合は、開始時間の変更又は研修を中止することがあります。

なお、上記（1）の「暴風警報」が発令されている場合は、研修は中止です。

- （3）上記（1）又は（2）により、研修が中止となった場合の取扱いについては、愛知県と名古屋市で協議し、別途、「10 申込方法（1）電子申請」により申込をされた代表者にお知らせします。

20 問い合わせ先

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部
「愛知県障害者ピアサポート研修事業」事務局
Mail: jp_aichi_peer_support@pwc.com
担当: 吉野智、内藤彩子、島さおり、東海林崇
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー

<研修に関すること>

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ

電話 052-954-6292

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 推進担当

電話 052-972-2558

<障害者ピアサポート体制加算・実施加算に関すること>

各指定権者（県・市町村）にご確認ください。

※「計画相談支援」及び「障害児相談支援」の指定権者は、各市町村の窓口

※上記以外（「共同生活援助」「自立生活援助」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「地域移行支援」「地域定着支援」及び「就労継続支援B型」）の指定権者は、政令市・指定都市等（名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、一宮市及び大府市）及び愛知県障害福祉課

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 事業所指導第一グループ

電話 052-954-6317

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 事業者指定担当

電話 052-972-3965

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課 子ども発達支援担当

電話 052-972-3187